

福島県立学校入学者選抜ＷＥＢ出願
システム調達業務委託仕様書
(プロポーザル用)

福島県教育委員会
高校教育課

目次

1	はじめに	1
(1)	委託業務の名称	1
(2)	委託業務の目的	1
(3)	委託の範囲	1
2	本業務の概要	1
(1)	契約期間	1
(2)	業務スケジュール	1
(3)	業務の範囲	2
(4)	業務実施体制	5
(5)	その他留意事項	5
3	調達要件	6
(1)	システム環境	6
(2)	個人情報保護・セキュリティ要件	7
(3)	各サイト共通要件	8
(4)	WE B出願システム（各サイト等）要件	8
(5)	調査書電子化システム	13
(6)	合否等情報照会システム	14
4	運用業務	16
(1)	サポートセンター	16
(2)	説明会の開催	16
(3)	マニュアル及び動画による説明資料	16
(4)	他のシステムとの連携	17
5	保守業務	17
(1)	保守体制	17
(2)	保守業務内容	17
(3)	障害発生時の対応	17
(4)	業務のサービスレベル	17
6	納品	18
7	その他	18
(1)	著作権	18
(2)	契約満了時の取扱い	18
(3)	その他	18

別紙

- ・対象校

1 はじめに

(1) 委託業務の名称

福島県立学校入学者選抜WEB出願システム運用調達業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

本仕様書は、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「本システム」という。）の運用保守管理業務円滑に進めるための業務委託に関し、必要な仕様を定めるものである。本業務の受託者は、本システムが正常かつ円滑に稼働するよう、本業務を履行しなければならない。また、受託者が本業務を実施するにあたっては、本仕様書に定める作業内容を十分に理解し、かつ実施するために必要な知識、能力を有する要員を配置しなければならない。

※ 福島県立学校入学者選抜とは、県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校（県立特別支援学校においては高等部に限る）の入学者選抜をいう。以下同じ。

※ 小学校とは、小学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校の前期課程をいう。以下同じ。

※ 中学校とは、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程をいう。

※ 志願先県立学校とは、県立中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校（県立特別支援学校においては高等部に限る）をいう。以下同じ。

※ 在籍校とは、志願者が在籍する小学校及び中学校をいう。以下同じ。

(3) 委託の範囲

本業務の委託の範囲は、本システムを利用するための全ての作業及び運用保守の提供であり、次の点を予め了承の上、提案すること。

- ① 受託者決定後の契約は、福島県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）と締結すること。
- ② 契約段階において、提案を受けた仕様の変更等があり得ること。
- ③ 本業務の遂行にあたっては、発注者である県教育委員会と十分な連絡体制を構築することとし、進捗状況等を定期的に報告すること。
- ④ 原則として、契約締結後の増額は無いこと。

2 本業務の概要

(1) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

(2) 業務スケジュール

① 福島県立中学校入学者選抜

令和8年度実施の令和9年度福島県立中学校入学者選抜から実装、全校で運用開始。

調査書電子化システムも令和9年度入学者選抜から運用を開始する。

■福島県立中学校入学者選抜

令和8年度以降												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
システム整備 (受託者・県教委)				システム調整	運用テスト							
						サイト試験運用		実装・運用				
教職員向け周知 (小学校・県立中学校)					研修会実施・動画公開							
						学校サイト試験運用		出願・運用				
志願者向け周知							操作方法周知・入力支援					
						志願者サイト体験		出願				

② 福島県立高等学校入学者選抜

令和8年度実施の令和9年度福島県立高等学校入学者選抜とそれに向けた進路希望調査、調査書電子化システムの運用を対象とする。

③ 福島県立特別支援学校高等部入学者選抜

令和8年度実施の令和9年度福島県立高等学校入学者選抜とそれに向けた進路希望調査、調査書電子化システムの運用を対象とする。

■ 福島県立高等学校入学者選抜及び県立特別支援学校高等部入学者選抜

令和8年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運用準備 (受託者・県教委)			運用業務整理			運用テスト						
							サイト試験運用		運用			
教職員向け周知 (中学校・県立高等学校等)					研修会実施・動画公開							
						学校サイト試験運用		出願・運用				
志願者向け周知							操作方法周知・入力支援					
						志願者サイト体験		出願				

※ 県立高等学校等とは、県立高等学校及び県立特別支援学校（県立特別支援学校においては高等部に限る）をいう。以下同じ。

※ 本システムを利用する入学者選抜の日程については、「2. (3)業務の範囲」②を参照し、事前に必要な取り決め及びシステム利用者に対して効果的な周知方法があれば提案すること。

(3) 業務の範囲

- ① 本仕様書及び別に定める「情報セキュリティ関連特記仕様書」に基づき、次の業務を実施すること。
 - ア 本システムの運用に必要なクラウドサービス、その他必要なハードウェア・ソフトウェア一式
 - イ 県教育委員会のシステム運用に関する技術支援
 - ウ システムの運用保守
 - エ システム利用者からのシステムの利用に関する各種問合せに対応するサポートセンターの設置及び運営
 - オ 利用者からの指摘・要望事項の取りまとめ及び対策提案書の作成
 - カ 要件や運用課題に関する県教育委員会との協議及び議事録などの作成
(議事録は3営業日以内に提出し、受託者と県教育委員会が互いに確認、承認する)

- キ 入学検定料の徴収に係る収納代行業者との連携
 ク 学校及び利用者（生徒・保護者）への説明会への参加、周知資材（チラシ等）の作成
 ② 本業務の対象となる入学者選抜のおおよその日程は、次のとおり。

ア 福島県立中学校入学者選抜（令和9年度入学者選抜）

選 抜 の 種 類	事 項	期 日
・福島県立中学校入学者選抜	出願	令和8年12月上旬
	適性検査等実施	令和9年 1月上旬
	選抜結果通知	令和9年 1月下旬
	入学確認書提出	令和9年 1月下旬
	欠員補充	令和9年 1月下旬

イ 福島県立高等学校入学者選抜（令和8年度入学者選抜）

選 抜 の 種 類	事 項	期 日
・通信制の課程入学者選抜	選抜結果発表	令和8年 4月上旬

ウ 福島県立高等学校入学者選抜（令和9年度入学者選抜）

選 抜 の 種 類	事 項	期 日
・前期選抜及び連携型選抜	出願	令和9年 2月上旬
	出願先変更	令和9年 2月上旬
	調査書提出	令和9年 2月中旬
	本検査学力検査等実施	令和9年 3月上旬
	追検査学力検査等実施	令和9年 3月上旬
	選抜結果発表	令和9年 3月中旬
・外国人生徒等特別枠選抜*	出願	令和9年 2月上旬
	調査書提出	令和9年 2月中旬
	検査(面接等)実施	令和9年 3月上旬
	選抜結果発表	令和9年 3月中旬
・後期選抜	出願	令和9年 3月中旬
	出願先変更	令和9年 3月中旬
	面接等実施	令和9年 3月下旬
	選抜結果発表	令和9年 3月下旬
・通信制の課程入学者選抜	出願	令和9年 2月上旬 ～ 3月下旬

* 対象校の詳細は、別表に定める。

エ 福島県立特別支援学校高等部入学者選抜（令和9年度入学者選抜）

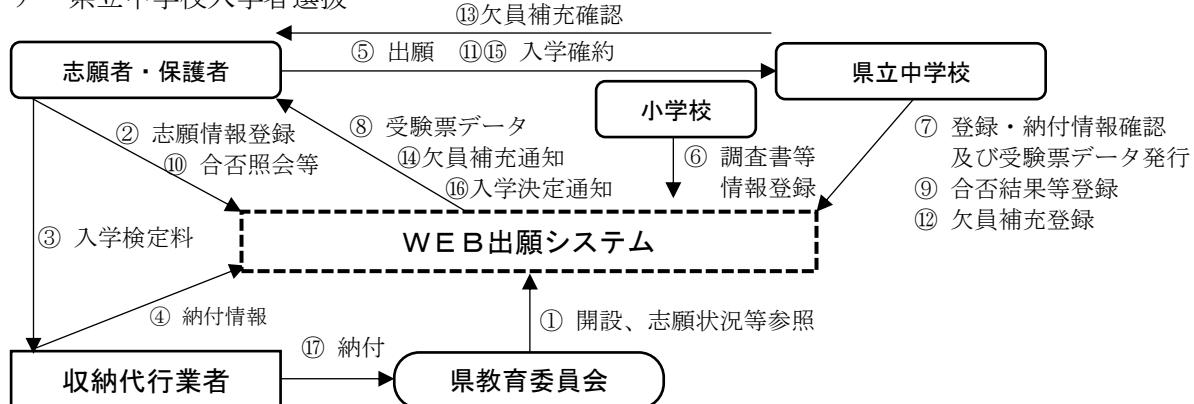
選 抜 の 種 類	事 項	期 日
・ 前期選抜	出願	令和9年 2月上旬
	出願先変更	令和9年 2月上旬
	調査書提出	令和9年 2月中旬
	学力検査等実施	令和9年 3月上旬
	選抜結果発表	令和9年 3月中旬
・ 後期選抜	出願	令和9年 3月中旬
	出願先変更	令和9年 3月中旬
	面接等実施	令和9年 3月下旬
	選抜結果発表	令和9年 3月下旬

③ 対象校及び想定志願者数等

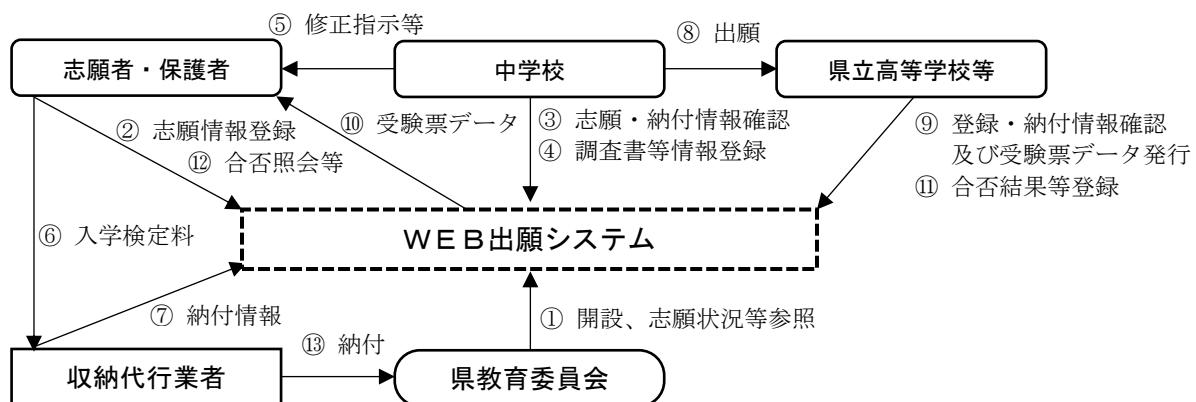
選抜の種類	県立学校	
	対象校	想定志願者数
県立中学校入学者選抜	3	600
県立高等学校入学者選抜		
前期選抜	69	12,000
連携型選抜	4	500
外国人生徒等特別枠選抜	7	15
後期選抜	該当校	300
通信制の課程	1	150
県立特別支援学校高等部入学者選抜		
前期選抜	19	400
後期選抜	19	20

④ 業務フロー図

ア 県立中学校入学者選抜



イ 県立高等学校入学者選抜・県立特別支援学校高等部入学者選抜



※ WEB出願システムによる出願先変更（県立高等学校間、県立高等学校—県立特別支援学校高等部間、県立特別支援学校高等部間）を可能とすること。

(4) 業務実施体制

① 体制

受託者は、本業務を確実に実施できる組織的な体制を整え、各担当の役割と責任を明確にし、体制表を県教育委員会に提案すること。

② 進捗管理

受託者は、実施作業全般において進捗管理を行うこととし、事前に作成した計画書に基づいて、業務全般を円滑に推進するとともに進捗管理を行うこと。

③ 定例報告

受託者は、システム運用に係る課題等の検討を行う会議を随時開催し、会議内の決定事項や保留・課題事項等について記載した議事録を作成して、県教育委員会の了解を得ること。また、会議には、県教育委員会の求めに応じて、受託者側の管理職が出席すること。

④ その他

受託者は、本業務に関わる県教育委員会の内部資料作成において、情報提供等の支援を行うこと。

(5) その他留意事項

① 検収期間

システム稼働前に、一定期間、出願システム運用に係る要件を全て満たしていることを確認するため、県教育委員会等による運用テスト期間を設定すること。

② 契約不適合責任

ア システム運用開始日から契約末日までの間に、正当な理由なく、本仕様書で要求した水準に達していないことが判明した場合には、受託者は無償で本仕様書が要求する水準に達するよう改修を行うこと。

イ 受託者はシステムを運用する上で必要な情報の提供に努め、県教育委員会等からの障害発生時の情報開示請求などの問合せや助言要求に対して、誠意を持って対応すること。

③ 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

④ 再委託について

受託者は、この契約の履行について、第三者に委託してはならない。ただし、県教育委員会の承認を得た時はこの限りでない。

⑤ 資料の提供等

受託者は、県教育委員会に対して本業務遂行に必要な資料の供出・貸与を求めることができる。この場合、県教育委員会は受託者と協議の上、本業務遂行に関して必要な資料を可能な限り、受託者に供出・貸与するものとする。

⑥ 予想される課題への対応

本システム運用において、それぞれ、システム利用者や県教育委員会の担当者に起こるであろうと想定される課題とその対応案について、具体的に提案すること（運用実績に基づく事例があれば、併せて示すこと）。

3 調達要件

(1) システム環境

- ① 本システムの調達におけるシステム環境（サーバー・ネットワーク機器）要件は下記の通りである。
 - ア システム（電源、サーバ、ネットワーク機器等）は、冗長構成となっており、障害発生時は1時間以内に予備サーバへ切り替わること。
 - イ サーバの死活監視を常に行うこと。
 - ウ 通信はhttpsを利用し、SSL/TLS等を用い、暗号化通信を行い、第三者認証機関によるサーバ証明書を取得していること。
 - エ サーバに保存された志願者の情報等は、県教育委員会からの指示により完全消去し、消去証明書を発行可能であること。
 - オ サーバ等設置場所は、災害時にも安全な環境に配置されていること。また、入退館管理等が厳格に行われ、安全に管理されていること。
- ② システムのネットワークは、次の要件に対応すること。
 - ア ファイアウォール等の機能により外部からの攻撃及びデータの改ざんに対する防御を行うこと。
 - イ 全てのアプリケーションサーバやデータベースサーバには、ウイルス対策ソフトをインストールしていること。
 - ウ ネットワーク環境はインターネットとし、県教育委員会側のネットワーク環境はLGWANにも対応すること。
 - エ インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。
- ③ システム障害、情報漏洩等発生時の連絡体制、対応手順を定めており、障害等発生時には迅速な対応が可能となる体制が整備されていること。
- ④ 本システムに係るデータは、日次（午前0時）で5世代（5日間分）のフルバックアップ又は差分バックアップを行うこと。また、週次（日曜日）で4世代（4週間分）のフルバックアップを行うこと。
- ⑤ システムの動作基盤が、「AWS」、「Azure」等のパブリッククラウドサービス等利用している場合、以下の要件を備えていること。
 - ア システムが稼働するデータセンタについて、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービスを利用すること。
 - イ ISO27001、ISO27017、ISO27018等のセキュリティ標準に従って、記録の保障を行ない、情報漏洩することがないよう必要な措置を講じること。

- ウ ネットワーク機器、通信回線等に関するスペックは、本業務に支障がないような構成とすること。
- エ 当該パブリッククラウドサービス等利用に関するセキュリティについて、十分な知識と管理体制を有すること。
- ⑥ パソコン、スマートフォン、タブレット等のインターネットブラウザを利用し、インターネット上で利用可能なWEB出願システム（志願者用サイト、小学校用サイト、中学校用サイト、県立中学校用サイト、県立高等学校用サイトで構成することとする。）、調査書電子化システム及び合否等情報照会システムにより構成すること。各サイトの概要は次表のとおりとする。
- なお、本システムを利用するブラウザは、「3(3)各サイト共通要件」の③に記載する。

【県立中学校入学者選抜】

サイト	利用者	利用アカウント数（見込）	基本的な機能
志願者	主に県内の小学校6年生及びその保護者	約600件	出願に係る情報を登録する。
小学校	志願者が在籍する小学校の担当職員	約200件	調査書情報を登録する。
県立中学校	県立中学校の担当職員	3件	自校への志願情報を確認する。 受験票を発行する。
県教育委員会	県教育委員会の担当職員	1件	各校の志願情報を確認する。

【県立高等学校入学者選抜・県立特別支援学校高等部入学者選抜】

サイト	利用者	利用アカウント数（見込）	基本的な機能
志願者	主に県内の中学校3年生及びその保護者	約14,000件	出願に係る情報を登録する。
中学校	志願者が在籍する中学校の担当職員	約300件	志願者の登録情報を確認・承認する。 調査書情報を登録する。
県立高等学校等	県立高等学校69校の担当職員	69件	自校への志願情報を確認する。 受験票を発行する。
	県立特別支援学校19校の担当職員	19件	自校への志願情報を確認する。 受験票を発行する。
県教育委員会	県教育委員会の担当職員	10件	各校の志願情報を確認する。

(2) 個人情報保護・セキュリティ要件

本システムに係るデータ（志願者データや調査書データ等）は、機密性が特に高く、セキュリティ侵害が生徒のプライバシー等へ重大な影響を及ぼすため、個人情報保護と情報セキュリティを遵守できる情報管理体制であること。

- ① 本業務の遂行にあたり、次の各項に示す法令等のほか、関係する法令等を遵守すること。
 - ア 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
 - イ 著作権法
 - ウ 行政機関の保有する電子計算機処理にかかる個人情報の保護に関する法律
 - エ 福島県個人情報保護条例
 - オ 福島県情報セキュリティポリシー
 - カ 福島県教育委員会教育情報セキュリティポリシー
- ② 個人情報保護管理者、個人情報保護担当者、内部監査責任者等の個人情報を保護するための組織的体制を有していること。
- ③ 個人情報・セキュリティに関する基本方針・規程・マニュアル等の整備が行われていること。
- ④ 個人情報・セキュリティの安全管理に関する従業者の役割及び責任についての教育・訓練が行われていること。

- ⑤ セキュリティ診断（アプリケーション、O S、ハードウェア等）等の対策が定期的に行われていること。
- ⑥ ③(1)⑥の各サイトにアクセスするアカウントの利用者権限は複数種類を設定できること。なお、登録できるアカウント数には上限を設けないこと。
- ⑦ I D共有は禁止しないが I D共有による脅威に対する回避策を行うこと。
- ⑧ 県教育委員会が使用する管理用のアカウントのパスワードの最低文字数設定は有効にしないが、弱いパスワードを用いることを防ぐため運用上の回避策を行うこと。
- ⑨ 管理用アカウントの接続については、ログインしたままの端末を担当者以外の者が操作することを防ぐため、自動ログアウトを有効とすること。
- ⑩ 本システムは、利用者のID及びパスワード認証、証明書による認証を行うこと。
- ⑪ 在籍校が提出したデータと志願先県立学校が出力したデータの同一性が担保される必要があるため、その方法について提案すること。

(3) 各サイト共通要件

- ① 利用者にとって分かりやすい簡易なレイアウトとすること。また、自治体のサービスであることが分かりやすく伝わる工夫があること。
- ② iOS 及び Android に標準搭載されているスマートフォン及びタブレット用ブラウザ（各社がサポートしているバージョン全て）について、多くの機種において入力可能であり、標準ブラウザで正常表示及び利用が可能であること。
- ③ パソコンの場合、以下のブラウザで正常表示及び利用可能であること。
 - ア Microsoft Edge
 - イ Safari
 - ウ Google Chrome
- ④ P D Fファイルは、Adobe Acrobat Reader で閲覧及び印刷可能であること。
- ⑤ サイトの利用期間を任意に設定できること。なお、選抜の出願期間において、仮登録期間、本登録期間のような段階を設ける予定であるため、システム上、対応可能であること。
- ⑥ 出願期間中は、メンテナンス時間を除き 24 時間利用できること。その他期間中においては、5 : 00～翌 0:00 の間利用できること。
- ⑦ 操作マニュアル、Q&A及び受託者が登録したメンテナンス情報等の連絡事項は各サイトで閲覧できること。
- ⑧ 本番環境及びテストサイトにて操作練習が可能であること。
- ⑨ 各利用者のI Dは、本システム内のみで利用する独自のI Dで登録することとし、他の利用者と同一のI Dを登録できないように制御すること。
- ⑩ I D、パスワードで認証できること。また、認証時に登録されたメールアドレスに認証用コードを送信し、そのコードを入力することにより認証する2段階認証に対応すること。
- ⑪ 在籍校及び県立学校側のアカウントI Dとしてメールアドレスを利用して登録できること。また、システム管理者（学校毎のシステム管理者含む）が、管理者側アカウントを発行できること。
- ⑫ 出願に必要な書類のうち、志願理由書等をP D FやCSVまたはMicrosoft EXCEL等の形式でアップロードできること。
- ⑬ その他、利用者による入力ミス等を防ぐ仕組等について、提案すること。

(4) W E B出願システム（各サイト等）要件

■ 福島県立中学校入学者選抜

出願の受付手続き及び入学検定料決済機能を有し、志願者の管理、受験番号の発番、受験票発行を行うシステム。また、電子化された調査書の送信状況及び合否等情報の照会の機能を有すること。

① 志願者用サイト

ア 氏名、フリガナ、生年月日（翌年度の4月1日までに12歳に満たない生年月日を登録できないよう制御すること）、現住所、在籍学校名、保護者名、保護者の現住所、電話番号などの入力項目に加え、チェックボックスなどの一般的な入力項目を設定できること。また、顔写真の登録が可能であること。

なお、住所については郵便番号を入力することにより都道府県、市区町村、町域が自動反映される仕組みを持つこと。

イ 漢字を入力するフィールドについては、SHIFT-JIS コード JIS 第1・第2水準で扱えない漢字を入力制限できること。なお、手書きの書類との整合性を確認するため、氏名に外字を使用する場合について、志願者が外字の有無を登録することができる欄を設けること。

ウ 郵便番号入力による住所表示や学校等名表示などに対する入力補助機能を備えること。郵便番号、住所は常に最新のものを利用できること。

エ 未入力の項目や背反となる入力があった場合は、当該項目にエラーが表示され、次の手続きに遷移しないよう制限すること。

オ WEB出願システムの利用可能期間について、志願データ入力、入学検定料決済、受験票出力、合否等情報照会のそれぞれの期間の指定が可能であること。

カ 志願者は、志願者自身のID登録を行い、登録されたIDにてログインした後、WEB出願システムを利用できること。

キ 志願者が入学検定料決済をする前には、申込内容の確認票をPDFファイルとして出力可能とすること。

ク 志願者が必要な入力及び受験する選抜を選択した後、入学検定料の納付を可能とするほか、出願受付から決済までを同一システム内でシームレスに完結できる仕様とし、二重決済とならないよう防止する措置を講じること。

ケ 受験番号は、自動採番、手動採番のいずれも可能であること。なお、受験番号は県教育委員会が指定する桁数で、各県立中学校において指定することが可能であること。

コ 小学校による調査書情報の登録が完了した後に、志願者による出願を可能とすること。

サ 志願者がインターネット上から受験票を、PDFファイルとして出力可能とすること。

シ 志願者が出願時に、志願理由書等の必要な書類を電子データ（PDFファイル、JPEG、テキストデータ）によるアップロード可能であること。

ス 志願者が入力間違いをした場合、入学検定料の納付前であれば、志願者側で修正が可能であること。納付後は学校管理者及び県教育委員会において、個人情報の修正が可能であること。

セ 志願先の県立中学校及び県教育委員会からの「お知らせ」を閲覧可能とすること。また「お知らせ」を着信したことを志願者が登録したメールアドレス宛てに通知すること。

② 小学校用サイト

志願者の在籍する小学校が、志願者の出願手続き状況を確認するシステム。

ア 小学校は登録されたID・パスワードにてログインした後、WEB出願システムを利用することができること。

イ 小学校が、志願者の出願手続き状況を確認できること。併せて、志願者が入力した情報について、電子データ（CSV または Microsoft EXCEL 等の形式）で出力可能とすること。

ウ 小学校に在籍する志願者に対して県立中学校及び県教育委員会が送信した「お知らせ」を閲覧可能とすること。

エ 県教育委員会からの「お知らせ」を閲覧可能とすること。また「お知らせ」を着信したことを小学校が登録したメールアドレス宛てに通知すること。

③ 県立中学校用サイト（学校管理者向け機能）

ア 学校管理者は、出願者数の集計確認ができ、集計結果のデータ出力ができるこ

イ 学校管理者は、出願や決済に関する情報を検索及び参照することができ、管理者が画面で修正できること。

ウ 学校管理者は、志願者が支払った入学検定料とシステム内で出願や決済に関する情報を自動で突合する機能を有し、突合結果の参照が可能であること。

エ 学校管理者は、出願や決済に関する情報を CSV または Microsoft EXCEL 等の形式でダウンロード可能であること。

オ 学校管理者は、志願者の決済情報についてタイムラグの発生無く即時に反映され、その内容の確認が可能であること。

カ 学校管理者は、入学者選抜関係事務報告（受験者数、合格者数等）の機能を有し、県教育委員会に送信できること。

キ 学校管理者は、お知らせ機能を有し、志願者全員及び志願者別に、面接時間の案内等の「お知らせ」を送信できること。

ク 県教育委員会からの「お知らせ」を閲覧可能とすること。また「お知らせ」を着信したことを県立中学校が登録したメールアドレス宛てに通知すること。

④ 県教育委員会用サイト

ア 県教育委員会は、各県立中学校の出願者数の集計確認ができ、集計結果のデータ出力ができるこ

と。また、全校の集計結果を CSV または Microsoft EXCEL 等の形式で出力ができるこ

イ 県教育委員会は、各県立中学校の出願や決済に関する情報を検索及び参照することができ

こと。

ウ 県教育委員会は、出願や決済に関する情報を CSV または Microsoft EXCEL 等の形式でダウ

ロード可能であること。

エ 県教育委員会は、志願者の決済情報についてタイムラグの発生無く即時に反映され、その内

容の確認が可能であること。

オ 県教育委員会は、各県立中学校の入学者選抜事務報告（受験者数、合格者数等）を集計する機能を有し、報道発表用資料に活用できる県教育委員会が指定する Microsoft EXCEL の形式で出力ができるこ

と。

カ 学校管理者は、お知らせ機能を有し、志願者全員及び志願者別、小学校、県立中学校に対し

て、選択して「お知らせ」を送信できること。

⑤ 入学検定料収納仕様

ア 入学検定料の支払方法は、コンビニエンスストア、クレジットカード、ペイジーによる支払いが選択可能であること。その他の方法による支払い方法の追加も可能とすること。

イ 入学検定料は、志願先県立学校に応じて金額等が表示されること。

ウ 各決済方法は、以下の要件を満たし、支払い可能期間を日時指定可能とし、全期間を通じて全決済方法が利用可能であること。

決済方法	要件
コンビニエンスストア	全国展開している複数社が選択可能なこと。
クレジットカード	VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Club が選択可能なこと。
ペイジー	ATM、インターネットバンクが選択可能なこと

- エ 収納した入学検定料は、収納金額と変動費等請求金額と相殺精算とせず、分けて振り込まれること。
- オ 入学検定料の支払い可能期間外での支払が行えないよう、また既に支払いが行われた収納について、二重払いとならないよう防止する措置がとられていること。
- カ いずれの支払い手段で支払った場合でも、タイムラグなく決済情報が連携され、小学校用サイト、県立中学校用サイト、県教育委員会用サイトで確認できること。
- キ 支払完了した事を、志願者がメールやシステム上で確認できる仕組みとすること。
- ク 各自治体口座への振込に係る手数料は、県教育委員会が負担する。

■県立高等学校入学者選抜・県立特別支援学校高等部入学者選抜

① 志願者用サイト

- 出願の受付手続き（出願先変更、出願取消を含む。）及び入学検定料決済機能を有し、志願者の管理、受験番号の発番、受験票発行を行うシステム。また、合否等情報の照会の機能を有すること。
- ア 氏名、フリガナ、生年月日（翌年度の4月1日までに15歳に満たない生年月日を登録できない用制御すること）、現住所、在籍学校名、保護者名、保護者の現住所、電話番号などの入力項目に加え、チェックボックスなどの一般的な入力項目を設定できること。また、通信制の課程入学者選抜においては、顔写真の登録が可能であること。
- イ 漢字を入力するフィールドについては、SHIFT-JISコードJIS第1・第2水準で扱えない漢字を入力制限できること。志願者が外字の有無を登録することができる欄を設けること。
- ウ 郵便番号入力による住所表示や学校等名表示などに対する入力補助機能を備えること。郵便番号、住所は常に最新のものを利用できること。
- エ 未入力の項目や背反となる入力があった場合は、当該項目にエラーが表示され、次の手続きに遷移しないよう制限すること。
- オ 志願情報の入力、入学検定料の納付、受験票出力、合否等情報照会は、それぞれ指定された期間内に操作可能とし、指定期間以外は操作ができない制限を設けること。
- カ 志願者は、志願者自身のID登録を行い、登録されたIDにてログインした後、WEB出願システムを利用できること。
- キ 志願者が入学検定料決済をする前には、申込内容の確認票をPDFファイルとして出力可能とすること。
- ク 志願者が必要な入力及び受験する選抜を選択した後、入学検定料の納付を可能とするほか、出願受付から決済までを同一システム内でシームレスに完結できる仕様とし、二重決済とならないよう防止する措置を講じること。
- ケ 受験番号は、自動採番、手動採番のいずれも可能であること。なお、受験番号は県教育委員会が指定する桁数で、各県立高等学校等において指定することが可能であること。
- コ 志願者がインターネット上から受験票を、PDFファイルとして出力可能とすること。
- サ 志願者が出願時に、特色選抜志願理由書等の出願に必要な書類を電子データ（PDFファイル、JPEG、テキストデータ）によるアップロード可能であること。
- シ 志願者の入力間違い等で志願者基本情報・志願情報に修正が必要な場合、中学校による差し戻し後、修正が可能であること。
- ス 志願先の県立高等学校からの「お知らせ」を閲覧可能とすること。なお、「お知らせ」を着信したことを志願者が登録したメールアドレス宛てに通知すること。

② 中学校用サイト

志願者の在籍する中学校が、志願者の出願手続きをサポートするシステム。

- ア 中学校が、志願者の出願手続状況や入力した個人情報を確認できること。併せて、志願者が入力した情報について、電子データ（CSV または Microsoft EXCEL 等の形式）で出力可能とすること。
- イ 中学校は、志願者が支払った入学検定料とシステム内で出願や決済に関する情報を自動で突合する機能を有し、突合結果の参照が可能であること。
- ウ 中学校は、出願や決済に関する情報を CSV または Microsoft EXCEL 等の形式でダウンロード可能であること。
- エ 中学校は、志願者の決済情報についてタイムラグの発生無く即時に反映され、その内容の確認が可能であること。
- オ 中学校は、志願者の出願情報と決済情報の確認が完了した後に、中学校による出願処理を可能とすること。
- カ 中学校は、志願者の受験票を、PDF ファイルとして出力可能とすること。
- キ 中学校に在籍する志願者に対して県立高等学校等及び県教育委員会が送信した「お知らせ」を閲覧可能とすること。
- ク 県教育委員会からの「お知らせ」を閲覧可能とすること。また「お知らせ」を着信したことを中学校が登録したメールアドレス宛てに通知すること。
- ケ 在籍校が離形となる Excel ファイルに入力し、出願システムにアップロードすることで、在籍する志願者基本情報を一括で登録できること。
なお、アップロードする項目は、志願者用サイトにおける志願者基本情報登録の項目と一致させること。
- コ 志願忘れ・漏れの対象者数を表示し、志願忘れ漏れの対象者数を記載したメールを受け取ることができる。
- サ 志願変更・取消において、在籍校の許可によって志願者操作画面に「変更・取消」の選択が可能になること。

③ 県立高等学校等用サイト（学校管理者向け機能）

- ア 学校管理者は、出願や決済に関する情報を検索及び参照することができ、管理者が画面で修正できること。
- イ 学校管理者は、志願者が支払った入学検定料とシステム内で出願や決済に関する情報を自動で突合する機能を有し、突合結果の参照が可能であること。
- ウ 学校管理者は、出願や決済に関する情報を CSV または Microsoft EXCEL 等の形式でダウンロード可能であること。
- エ 学校管理者は、志願者の決済情報についてタイムラグの発生無く即時に反映され、その内容の確認が可能であること。
- オ 学校管理者は、志願者の受験票を、PDF ファイルとして出力可能とすること。
- カ 学校管理者は、お知らせ機能を有し、志願者全員及び志願者別に、面接時間の案内等の「お知らせ」を送信できること。
- キ 学校管理者は、入学者選抜関係事務報告（受験者数報告、合格者数報告、学力検査成績報告等）の機能を有し、県教育委員会に送信できること。
- ク 県教育委員会からの「お知らせ」を閲覧可能とすること。また「お知らせ」を着信したことを県立高等学校等が登録したメールアドレス宛てに通知すること。
- ケ 学校管理者は、「県立高等学校からの連絡事項」を登録することができ、受験票の余白部分にこれが表記されること。

④ 県教育委員会用サイト

- ア 県教育委員会は、志願者、中学校、県立高等学校等のID登録を個別に行うことを可能とすること。また、中学校、県立高等学校等については、CSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルのアップロードにより一括での登録も可能とすること。
- イ 県教育委員会は、県立高等学校等の出願者数等の集計ができ、全校の集計結果をCSVまたはMicrosoft EXCEL等の形式で出力がすること。
- ウ 県教育委員会は、中学校ごとの志願者基本情報や志願情報の登録、入学検定料の納付の状況、及び県立高等学校等ごとの志願情報の受理の状況等に関する情報を検索及び参照することができること。
- エ 県教育委員会は、出願や決済に関する情報をCSVまたはMicrosoft EXCEL等の形式でダウンロード可能であること。
- オ 県教育委員会は、志願者の決済情報についてタイムラグの発生無く即時に反映され、その内容の確認が可能であること。
- カ 県教育委員会は、県立高等学校等の入学者選抜事務報告（志願状況、受験者数、合格者数等）を集計する機能を有し、報道発表用資料に活用できる県教育委員会が指定するMicrosoft EXCELの形式で出力ができること。
なお、志願状況の集計等、県教育委員会が指定する集計については、指定した日時における集計結果を出力できること。
- キ 県教育委員会は、お知らせ機能を有し、志願者全員及び志願者別、中学校、県立高等学校等に対して、選択して「お知らせ」を送信できること。
- ク 県外等からの出願、中学校を介さない出願の処理の方法の詳細については、受託者と別途協議の上、決定する。
- ケ 志願忘れ・漏れの対象者数を表示し、志願忘れ漏れの対象者数を記載したメールを受け取ることができること。
- コ 出願期間について、“志願者の申請期間”と“中学校の承認期間及び県立高等学校等の受理期間”を別に設定できること。または、“中学校の承認期間及び県立高等学校等の受理期間”的開始日時を設定できること。

⑤ 入学検定料収納仕様

(4)の「■ 県立中学校入学者選抜」⑤に準じる。

(5) 調査書電子化システム

在籍校が志願先県立学校に対して、WEB出願システム上で調査書データを提出できるシステムとし、下記の点を併せて機能要件とする。

- ※ 内田洋行社製「デジタル校務」との調査書データ連携
県内の多くの公立中学校で利用している内田洋行社製の校務支援システム「デジタル校務」と連携し調査書データの取り込みを行い連携する機能。
 - ・在籍校向け機能
「デジタル校務」より出力した調査書データを出願システムにアップロードすることで、出願情報と合わせて志願先県立学校へ提出する。
 - ・志願先県立学校管理者機能
提出された調査書データを何度でも出力可能とする。
- ※ 校務支援システムを選ばない調査書データの取込システム
様々な校務支援システムに対応し、調査書データを出願システムに取り込むことができる機能。
 - ・在籍校向け機能

様々な校務支援システムより出力した調査書データを出願システムにアップロードし、取込項目を選択して出願システムに取り込むことができる。

- ・志願先県立学校管理者機能

提出された調査書データを何度も出力可能とする。

※ 県立特別支援学校高等部入学者選抜においては、調査書の一部を電子化システムを使用せず、本システムを通して、PDFデータにより出願先に提出できるものとする。

① 在籍校向け機能要件

- ア 在籍校が、小学校ID及び中学校IDを使用し、調査書データの登録を可能とすること。
- イ 調査書データはCSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルのアップロードにより登録可能とすること。また、アップロードするCSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルの雛形は、在籍校サイトからダウンロードできること。
- ウ 調査書データのアップロードは調査書の入力項目が同じ場合、志願先県立学校に限らず一度にアップロードできること。
- エ CSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルの雛形にはダウンロード時にパスワードを設定できること。パスワードはCSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルの開封時、調査書データのアップロード時に入力を必要とすること。
- オ CSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルの雛形には、各記入項目に記入例の記載があること。
- カ CSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルの雛形には、入力制限（半角英数字のみなど）を設けることを可能とすること。
- キ 入力制限（半角英数字のみなど）と異なるデータを入力している際、ファイルのアップロード時にエラーの内容を表示すること。
- ク 調査書データの提出は、志願先県立学校の出願データと紐づけができた志願者分のみ可能とすること。なお、紐づけの方法については提案すること。
- ケ 登録した調査書データは、出願データと紐づいたCSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルによる形式と、従来の調査書様式のようなPDF形式の2通りで出力可能とすること。
- コ 調査書の提出期間を設定できること。
- サ 調査書データの提出は、志願先県立学校ごとに選択して提出とすること。

② 志願先県立学校管理者向け機能要件

- ア 調査書データは、調査書提出の期間が終了後、出願データと紐づいたCSVまたはMicrosoft EXCEL等のファイルによる形式と、従来の調査書様式のようなPDF形式の2通りで出力可能とすること。なお、個別または一括での出力を選択可能であること。
- イ 調査書データは、その選抜の選抜結果発表までの期間で、何度も出力可能とすること。
- ウ 在籍校が「提出」を行ったら、提出の状況をリアルタイムで確認できるようにすること。
- エ 出願取消・出願変更があった場合、管理者は受け取っていた調査書データを確認できない制限を設けること。

③ 県教育委員会向け機能要件

- ア 各志願先県立学校における調査書の提出状況をリアルタイムで確認できるようにすること。

(6) 合否等情報照会システム

志願者固有のIDを利用し、志願者自身の合否情報及び県立高等学校入学者選抜においては学力検査の得点等（以下、「合否等情報」という。）を参照できるシステム。

① 志願者向け機能要件

- ア 志願者固有のIDを利用してログインすることで、合否等情報を参照できること。

- ・県立中学校入学者選抜 合否、合格した選抜の名称、適性検査得点
 - ・県立高等学校入学者選抜 志願情報、合否、合格した選抜の名称、学力検査結果（得点）
 - ・県立特別支援学校高等部入学者選抜 志願情報、合否、学力検査結果（得点）
- イ 志願者は、決められた期間で合否等情報を閲覧でき、期間外には閲覧不可となること。
- ウ 合格した県立学校からの「お知らせ」を閲覧可能とすること。なお、「お知らせ」を着信したことを志願者が登録したメールアドレス宛てに通知すること。
- ※ 県立中学校入学者選抜においては、合格者が入学確認を登録可能であり、また、欠員補充のに対して入学確認を登録可能であること。詳細については受託者と別途協議の上決定する。

② 在籍校向け機能要件

- ア 在籍校が、小学校ID及び中学校IDを使用し、在籍する志願者の合否等情報を閲覧可能とすること。
- ・県立中学校入学者選抜 在籍する志願者の合否、合格した選抜の名称
 - ・県立高等学校入学者選抜 在籍する志願者の合否、合格した選抜の名称
 - ・県立特別支援学校高等部入学者選抜 在籍する志願者の合否
- イ 在籍校が、在籍する志願者の合否等情報をCSVまたはMicrosoft EXCEL等の形式で出力ができること。
- ウ 在籍校が、在籍する志願者のうち、県立学校が前年度の4月以降に登録した入学者について、入学した学校別に閲覧できること。また、PDFデータにより出力できること。

③ 志願先県立学校管理者向け機能要件

- ア 志願者及び在籍校が閲覧する際に表示するメッセージが設定可能であること。
- イ 学校管理者が合否等情報のファイルをアップロードし、登録された合否等情報の参照が行えるようにすること。アップロードする情報は、CSVまたはMicrosoft EXCEL等の形式とし、ダウンロードも可能であること。
- ウ 合否等情報を登録後、志願者及び在籍校に対して合否等情報を提供するタイミングを、学校管理者が決められた期間の中で決定し、提供することができること。
- エ 自校の合格者一覧をPDFデータにより出力可能とすること。
- オ 志願者の合否等情報の閲覧状況を確認できること。
- カ 学校管理者は、お知らせ機能を有し、合格者全員及び個別に案内等の「お知らせ」を送信できること。
- キ 前年度の4月以降に入学者決定後、志願者IDに対して入学者を登録することが可能であること。
- ※ 県立中学校入学者選抜においては、志願者に対して、欠員の補充、入学予定者決定の通知が可能であること。詳細については受託者と別途協議の上決定する。

④ 県教育委員会向け機能要件

- ア 各志願先県立学校における合否等情報及び入学者の登録状況をリアルタイムで確認できるようすること。

(7) 進路希望調査

中学3年生に対して、令和8年7月、9月及び12月に実施する「進路希望調査」の登録及び集計ができる機能。

- ・在籍校向け機能
志願者の進路希望を登録し、県教育委員会へ報告できること。
- ・県教育委員会向け機能
進路希望情報を集計し、CSVまたはMicrosoft EXCEL等の形式で出力ができること。

4 運用業務

(1) サポートセンター

県教育委員会及び県立学校からの問い合わせに対する技術サポートを行うとともに、システムの操作や運用等に関する県教育委員会、県立学校、小学校、中学校、志願者（保護者）からの電話及びメールでの問合せへの対応を行うサポートセンターを設置すること。

なお、サポートセンターの開設の期間及び時間は次の①及び②を基本とするが、県教育委員会及び受託者間で協議して決定する。

① 県教育委員会及び県立学校：契約期間（土・日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律第3条第2項及び第3項に定める休日を含む。以下同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

② 志願者及び在籍校：契約期間のうち、11月～翌年の3月（土・日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

※ 令和8年度及び令和9年度は4月及び10月～翌年の3月とする。

③ 繁忙期の体制：本システムを活用する期間は、利用者からの問い合わせが多くなることが予想される。どのような体制により対応するか、提案すること。

(2) 説明会の開催

県教育委員会及び県立学校向けに本システムの操作等の説明を行うこと。操作説明は、管理者側の視点での操作と利用者（志願者）側の視点での操作について行うものとする。実施形式は対面、録画動画、オンライン等、契約締結後協議する。

① 令和8年度

ア 県立中学校入学者選抜におけるWEB出願及び調査書電子化、合否等情報照会についての説明会を実施する。

時期	対象
7月	県教育委員会向け
8月	県立中学校向け
9月	小学校向け ※オンデマンドを想定

イ 県立高等学校入学者選抜及び県立特別支援学校高等部入学者選抜におけるWEB出願及び合否等情報照会についての説明会を実施する。

あわせて、県立高等学校入学者選抜における調査書電子化についての説明を行う。

なお、説明は録画し、オンデマンド配信する。

時期	対象
8月	県教育委員会向け
10月	中学校向け、県立高等学校・県立特別支援学校高等部向け ※各2回を想定

(3) マニュアル及び動画による説明資料

本システムに関して、以下の各種マニュアル（PDFデータ）を作成し、提供及び公開すること。また、マニュアルに基づいた説明動画を作成及び公開すること。

なお、志願者用マニュアルについては概要をまとめたリーフレット（PDFデータ）を作成し、在籍校を通して志願者に配布すること。また、リーフレットに基づいた概要版の説明動画を作成及び公開すること。

その他、志願者が操作に対する質問等の集中によりサポートセンターが対応しきれなくなることを防ぐ方法について提案すること。

① WEB出願システム

志願者用マニュアル、小学校用マニュアル、中学校用マニュアル、県立中学校用マニュアル、県立高等学校用マニュアル、県教育委員会用マニュアル

② 調査書電子化システム

小学校用マニュアル、中学校用マニュアル、県立中学校用マニュアル、県立高等学校用マニュアル、県教育委員会用マニュアル

(3) 合否等情報照会システム

志願者用マニュアル、小学校用マニュアル、中学校用マニュアル、県立中学校用マニュアル、県立高等学校用マニュアル、県教育委員会用マニュアル

(4) 次世代型 F A Q システムの利用

「意図予測検索」を用いた、A I を搭載したF A Q システム。

- ・志願者、在籍校、志願先県立学校がF A Q システムを利用できること。
- ・県教育委員会の求めに応じて、質問及び回答を追加できること。

(5) 他のシステムとの連携

- ① 入学者選抜終了後、本システムから合格者氏名、現住所などの情報を、CSV または Microsoft EXCEL により各県立学校が利用している校務支援システムに、取り込むことを可能とすること。
- ② その他、教職員の負担軽減に繋がる機能を提案すること。

5 保守業務

受託者は、システムの運用に支障がないよう障害時に備えること。

(1) 保守体制

- ① 受託者は、システムの保守を円滑に遂行するための体制を整備すること。
- ② 受託者は、保守窓口担当を選任し、県教育委員会へ届け出るとともに、調整窓口とすること。
- ③ 受託者は、障害等が発生した際に、迅速かつ適切に対応できるように、連絡体制を整備すること。

(2) 保守業務内容

- ① ソフトウェア構成、コード情報・パラメータなどの設定情報及び各種マニュアル等のドキュメントを作成し、最新の状態に保持されるよう管理を行うこと。
- ② 利用者からのシステムへの要望等について、県教育委員会と対応を協議すること。
- ③ 不具合修正依頼には速やかに応じること。
- ④ システムの軽微な修正及び例年生じる入試制度の変更（選抜日程、県立学校等の情報等）に伴う修正については、保守業務の範囲として対応すること。
- ⑤ システムの大幅な修正・改修が必要になった場合には、その経費の見積書を提出すること。

(3) 障害発生時の対応

- ① 障害発生時には、障害発生の原因が受託者の納品物であるのか、それ以外であるのかの判別作業を受託者において行うこと。
- ② 判別作業の結果、受託者の納品物に障害の原因があると判明した場合、1 時間以内に予備サーバに切り替えるとともに、速やかにシステムの復旧作業を行い、県教育委員会に報告すること。
- ③ 障害発生時の対応についての詳細は、別途協議の上決定する。

(4) 業務のサービスレベル

運用・保守等業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るために、県教育委員会と協議の上、サービスレベルアグリーメント（SLA）を締結すること。また、SLA 締結事項案の取りまとめを行い、システム全体としての SLA の策定を行うこと。SLA の締結方法については別途、県教育委員会と協議

の上、決定すること。なお、既存のパッケージソフトウェア等を利用する場合は、これに準ずるサービスレベルが定義されていること。

6 納品

次の成果物を期限までに納品すること。

成 果 物	期 限
運用までの作業工程表 運用体制・要員表	契約後 1 ヶ月以内
各種マニュアル	令和 8 年 8 月 31 日
運用結果報告書	令和 9 年 3 月 31 日

7 その他

(1) 著作権

- ① 本業務の履行過程で生じた成果物（汎用的な利用が可能なものを除く）に係る著作権を委託料の支払いと引き替えに県教育委員会へ譲渡するものとする。
- ② 本業務で得られた成果物の取扱い及び知的財産権に関する事項については、県教育委員会及び受託者間で協議して定めるものとする。

(2) 契約満了時の取扱い

受託者は、契約期間中に蓄積したシステムデータベース内の全ての情報について、データを CSV または Microsoft Excel で出力し DVD 等メディアに記録したものを県教育委員会に提出し、データはすべて消去すること。その際、当該作業完了報告を提出すること。
また、打合せの議事録等についても同様とする。

(3) その他

- ① 本仕様中、不明な箇所が生じた場合は、すべて県教育委員会と協議すること。
- ② 本仕様書に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、県教育委員会及び受託者間で協議することとする。

別 表（県立学校入学者選抜実施校）

① 県立中学校入学者選抜を実施する対象校（令和9年度入学者選抜実施予定校）

学校名
県立安積中学校
県立会津学鳳中学校
県立ふたば未来学園中学校

② 県立高等学校入学者選抜を実施する対象校と種類等（令和9年度入学者選抜実施予定校）

（前期選抜、後期選抜以外に実施する選抜等）

なお、全ての県立高等学校において前期選抜を実施し、前期選抜・連携型選抜において募集定員を満たさない学科がある高等学校は、後期選抜を実施する。

学校名	種類	学校名	種類
県立福島高等学校		県立会津学鳳高等学校	外
県立橘高等学校		県立若松商業高等学校	
県立福島商業高等学校		県立会津工業高等学校	
県立福島明成高等学校		県立喜多方高等学校	
県立福島工業高等学校		県立喜多方桐桜高等学校	
県立福島学芸高等学校	外	県立猪苗代高等学校	
県立福島東高等学校		県立西会津高等学校	
県立福島南高等学校	外	県立会津西陵高等学校	
県立川俣高等学校		県立川口高等学校	
県立伊達高等学校		県立会津農林高等学校	
県立安達高等学校		県立南会津高等学校	連
県立二本松実業高等学校		県立只見高等学校	
県立本宮高等学校		県立磐城高等学校	
県立安積高等学校		県立磐城桜が丘高等学校	
県立安積黎明高等学校		県立平工業高等学校	
県立郡山東高等学校		県立いわき商業情報高等学校	
県立郡山商業高等学校		県立いわき総合高等学校	外
県立郡山北工業高等学校		県立いわき光洋高等学校	
県立郡山高等学校		県立いわき湯本高等学校	
県立あさか開成高等学校	外	県立小名浜海星高等学校	
県立湖南高等学校		県立磐城農業高等学校	
県立須賀川創英館高等学校		県立勿来高等学校	
県立須賀川桐陽高等学校		県立勿来工業高等学校	
県立清陵情報高等学校		県立ふたば未来学園高等学校	連
県立岩瀬農業高等学校		県立相馬高等学校	
県立光南高等学校	外	県立相馬総合高等学校	連・外
県立白河高等学校		県立原町高等学校	
県立白河旭高等学校		県立相馬農業高等学校	
県立白河実業高等学校		県立小高産業技術高等学校	
県立修明高等学校	連	県立ふくしま新世高等学校	
県立石川高等学校		県立郡山萌世高等学校	通
県立田村高等学校		県立白河第二高等学校	
県立あぶくま柏鵬高等学校		県立会津第二高等学校	
県立会津高等学校		県立いわき翠の杜高等学校	
県立葵高等学校			

※ 連：連携型選抜、外：外国人生徒等特別枠選抜、通：通信制の課程入学者選抜

- ③ 県立特別支援学校高等部入学者選抜を実施する対象校（令和9年度入学者選抜実施予定校）
なお、全ての県立特別支援学校高等部において前期選抜を実施し、原則として全ての特別支援学校高等部で後期選抜を実施する。

学校名	学校名
県立視覚支援学校	県立たむら支援学校
県立聴覚支援学校	県立会津支援学校
県立郡山支援学校	県立猪苗代支援学校
県立平支援学校	県立いわき支援学校
県立須賀川支援学校	県立いわき支援学校くぼた校
県立大笛生支援学校	県立ふたば支援学校
県立だて支援学校	県立相馬支援学校
県立あぶくま支援学校	県立あだち支援学校
県立西郷支援学校	県立みなみあいづ支援学校
県立石川支援学校	